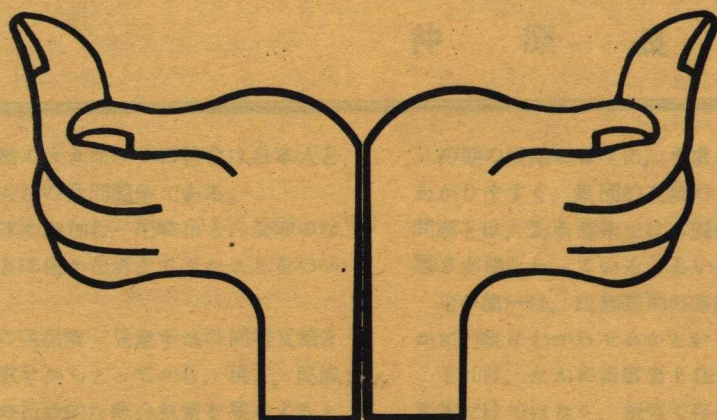


連闘民

ニュース

1976. 5 第11号



目 次

■連載論壇・日本人にとっての在日朝鮮人問題(2)		
日本人との共闘とは何か — 行政闘争を通じて考える —	仲原良二	1
■在日韓国人の地域実践活動報告		
一兵庫一 尼崎の塾活動に関して	鄭英子	4
一大阪一 実践の中に苦しみを	李恩子	6
■運動総括・私たちはなぜかかわるのか?(1)		
在日朝鮮人への差別撤廃を、名古屋市民の会		8
■教育実践報告		
講演 — 在日朝鮮人教育の一つの指針(5)	小田光康	10
■在日朝鮮人生徒の公務員への就職	兵庫県進指研	13
■論文紹介・経験と自己回復(4)	鄭大均	17
■ミニ情報		20
■資料案内		22
■編集後記		24

●連載論壇●

日本人にとっての在日朝鮮人問題 (2)

日本人の共闘は何か

—行政闘争を通じて考える—

仲 原 良 二

民闘連運動の大きな一つの特色は日本人と韓国人・朝鮮人との共同闘争である。

兵庫民闘連に参加し、尼崎市との交渉のなかで、共闘とは何かを考えてきたことをのべてみたい。

公営住宅の入居権・児童手当の同等支給という個別要求をかちとってから、現在、民族差別撤廃への行政的な総合施策を要求するという第二段階の交渉に入っている。

本年1月30日、尼崎市との間に次のような文書確認を行った。

「民族差別の実態については、今後とも認識を深め、具体的な問題については今後とも貴協議会（民闘連）と話し合って参りたい」。

これをテコに

- ①民族問題に関する市行政の総合担当部局の設置
- ②双方の話し合いによる行政の基本方針の確立
- ③民族差別の実態調査と市民への啓蒙、教育施策の確立

という三要求をもって5月10日第7回交渉に入った。その結果、現段階では、①「市報あまがさき」という市の広報紙に在日朝鮮人問題をひきつづき掲載する。②民族問題についての担当主幹を一名配置した。という回答しかひき出せていない。

初期の段階のように、要求自体が具体的にわかりやすく、集団的交渉の力関係で押せる問題とは、ある意味では本質的にちがった困難さが横たわっている、ということである。

その第一は、民族差別の実態を総合的にいかに行政にわからせるかということである。

それは、たんに当事者（在日朝鮮人）への施策だけではなく、根強く存在する日本人の差別観念の払拭つまり日本人自身の変革をも伴うものであり、しかも行政担当者が日本人であることからして、日本人が在日朝鮮人に対して何をなすべきかという日本人自身の課題としての行政のあり方を確定させることである。このことは、同時に、運動する日本人側われわれが、どこまで自己の問題としてつきつめているかが問われる形となっていることである。

同じく日本人でありながら、一方は行政権力をにぎるものであり、他方は差別撤廃をすすめるものである。その関係のなかで、つまり、日本人が日本人を告発する。しかも、運動する側も、これまた朝鮮人の側からは差別者の位置として糾弾されるという構図のなかで闘われていくのである。

当局側から、ひそかに洩らした「朝鮮人が差別だというのならわかるが、なだ日本人がどうか」ということは、まさにこのことの一端を物語っている。

彼らの言わんとするところは、“朝鮮人からみれば、同じく差別者としての日本人ではないか、それなのになぜお前らは朝鮮人に味方をして、同じ日本人を告発するのか、ゴウマンではないか”ということであろう。

“同じ日本人”ということばは、いつも、排外的な意味に、すなわち、対外的に責任のがれをするときの「内わ」の閉鎖的結束性を合理化する方便として使われるのである。

他人のせいにするか、それとも私が悪いのよとザンゲ面をするしか居直れないような感性——それは逃れようのない差別民族としての日本人のゴウマンさであろう。

“同じ日本人”という居直りは決して許すことは出来ない。同じ人間が権力に加担し、抑圧するのかという根源的な問いを追究しなければならない。

日本人が“民族”という場合、どんな良い意味に使っても差別になるということを銘記すべきであろう。

困難性の第二は、行政闘争は必ずといってよいほど、運動する側が先行していないと足もとを見られてしまうということである。

それは、たんに、行政側は知っていても突き上げて困り果てなければ実行しないという行政怠慢に対する戦術論としての運動側の先行性だけではないのである。

差別の実態のとらえ方、問題のたて方の深さが問われていることでもある。

“朝鮮人ということ”で生活上の不利益を受けることすべてが、民族差別であるが、それがどのような形で現われるのか。いつも行政側のとらえ方は、結果として現象する不利益のみを差別実態としてしかみようとしないのである。

みえない差別こそ具体的な差別なのだ。これは、何も逆説的なこと言っているのではない。実態的な差別とそれによる差別観念という一般的なとらえ方から、一步つき進んだとらえ方が要請されているのではなかろうか。

現代の平等—対等主義のブルジョア的な枠で考えることは、すでに差別であろうし、差

別された在日朝鮮人が現に居ることは、日本人が日本人として生きること自体がすでに差別であるという状況を背負わなければならないのである。

日本人にはみえない差別を具体化するということは、まさに日本人の生き方が問われているのである。

さて、以下、日本人の共闘の点について、二、三のべてみたい。

(一) 外国人としてみるという問題のたて方である。

行政は決して“朝鮮人”とはいわずに「外国人の方」という言い方をする。

また、一方では対等なる外国人としての国際連帯という立場がある。

しかし「在日」する朝鮮人という歴史的、社会的な関連でいう場合は、同じ人間、同じ地域に住み、同じ仲間として共に行動しているながら、差別する側の日本人としての自分があり、それを糾弾する側の朝鮮人が居るという関係であって、たえず、その中にありながら矛盾と緊張に立たされていて、しかも、そこから決して逃げないというように自分をしぼりつけるというあり方である。

この刺し刺される関係めきに「外国人」という問題の立て方は、差別者としての立場を放棄した者ではなかろうか。

そこで、運動における主体と共闘という場合も、日本人は日本人なりに、朝鮮人は朝鮮人としてという並列共闘論では、刺し刺される関係はうすれ、民闘連運動でいうところの共同闘争にはなっていないのではなかろうか。

そのことは、また、当事者たる在日朝鮮人のほとんど居ない運動とは、質的に異なるものを共有しなければならない。朝鮮人との共同行動なしには、具体的に日本人自身のもつ民族差別観念の克服や、それをこえる民族における差別—被差別を止揚する人間関係をつくり出すことはできないのではなかろうか。

(二) 差別からの解放は全体性の問題であることである。

差別とは平等主義の問題ではなく人間疎外の問題である。朝鮮人を差別するこちらによって、日本人自身がゆがんでいるのである。差別解放はその当事者の解放を通して全人間の解放——社会変革による人間変革という全体性の問題である。

従って、在日朝鮮人の民族差別からの解放は、日本人自身の差別からの解放である。

このことから、逆に、日本人一般論として問題を立てるのではなくて、差別と抑圧を維持、強化する現代の資本制との闘いであり、それは必然的に疎外されるがゆえに、それを打倒することなしには解放されないところの労働者階級の解放の立場に立たなければならぬのである。

また、民族差別は国家レベルによる植民地支配によるものであるが、そのお先棒をかつぎ、支配者以上に差別的な日本人大衆が、むしろ下から、それを支えているのである。

大衆のなかに受容された日本人の権力意識、国家意識やナショナリズムを徹底的に解体しなければならない。その点、すぐれて国家論とのかかわりが問われるものである。

だが、天皇制や国家権力との闘いといえ、なにか実践的でないように言うむきもあるがそうではなく、まさに日常性のなかにそれを具体化し、透視し政治闘争化するという、つまり、全体性の問題をいかに血肉化するかということである。

在日朝鮮人が少しでも運動すれば、それは日本人には及びもつかない権力の監視と弾圧が待っている。

だが、このことは、日本人自身が身の危険を受けない程度の闘いしかやれていない証明

でもある。日本人の権力闘争の弱さが、在日朝鮮人の差別と弾圧を許しているのである。恥しいことである。

また、そのことは当然、労働者階級の運動の質的飛躍が新たに問われていることでもある。現在のような階級性の喪失された体制内労働運動を克服しなければ、共闘の位置にはつけないであろう。

㊦ 再び民闘連運動に戻れば、民闘連のメンバーが、それぞれの職場で民族差別と闘うことは重要であるが、分散主義になってはならない。やはり民闘連運動のねらいは地域運動であることをはっきりおさえる必要がある。

地域運動はたんなる市民運動とはちがって、また場所的な動員の寄せ集めではなくて、地域根こそぎ運動と地域における人間変革による主体の登場というイメージを志向するものであるから、労働運動の活動家や、地域に関連する自治体労働者、教育労働者や、とくに差別解放に大きな力をもつ部落解放同盟との共闘が必要であり、その連絡推進母体としての民闘連として組織が強化されなければならないだろう。

行政闘争は、運動として一歩前に出ないと闘われないのであるから、交渉とか動員圧力といった外側からの力ではつき崩せない限界があるので、とくに自治体内部の労働者階級的な反権力闘争の突き上げが重要となってくる。

と、ともに「同対審」答申に代るような民族差別撤廃の政策樹立の長い闘いが必要であろう。

(兵庫民闘連日本人部会)

原稿募集

民闘連ニュースの原稿を募集しています。

・連載論壇
テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題
韓国人：在日朝鮮人の解放に向けて

- ・論壇への反論、同調
- ・運動体の紹介、宣伝、アピール
- ・随筆、評論
- ・在日韓国人問題に対する問い合わせ
- ・その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

在日韓国人の 地域実践活動報告

— 兵庫 —

尼崎の塾活動に関して

鄭 英 子
(チヨン ヨン ジャ)

名前も決まらないままスタートした学習塾もはや2ヶ月、どうにか軌道にのろうとしている。会館とは名ばかりの、古ぼけてがらんとした風通しばかりよい広間で、昔の寺小屋のような細長い机に向い合い、センペイブトンならぬ座布団を何枚も重ねて床の冷たさをしのぎながらの勉強も、夏に向ってようやく快適になりつつあるようだ。

当初は2人ばかりの生徒と膝つき合わせての個人授業だったのが、今では小学生と中学生を合わせると9名が集まってくる。といっても年令別に区切ってしまえば、やはり小世帯に変わりはなく、個人授業的な雰囲気は、特に中学生の場合にまだまだ色濃い。2年生1人に1年生が2人という3人きりの構成で2人いる筈の1年生も、1人は週に1回しか出てこないからだ。原則というか塾の方針としては、週3回の日を設けてあるのだが、前述したMは学校でのクラブ活動に忙しくて、1日だけ顔を出すのもやっとという状態なのだ。それに学力も、受験のための進学塾ならいざ知らず、基礎学力の充実をのみはかろうとしている。ましてMよりものみこみのおそいもう1人の1年生の理解度に合わせているような塾なら、むしろ不必要といえる。M自身、クラブの忙しさと疲労とでだいぶ迷って

もいたようだ。けれど彼女と同じ立場の、朝鮮人の父親と日本人の母親を持つ1人の教師の「1日でいいから来い」という一言が効いたらしい。クラブの練習が休みの日だけせっせと通ってきている。彼女ともう1人、日本人の1年生を教えている私は、そんなMを母親の性である日本名でしか今のところ呼べない。つい最近も、今まで式さえあげられずに過ごしてきた両親の、結婚式の話を書いたばかりなのだが、「うちのおかあちゃん、あんなにきれいとは思わなかった」というMの言葉が印象に残っている。一方2年生のSは家庭内ではかなり朝鮮的な生活習慣を身につけているという、両親とも朝鮮人の子供である。彼女は子供達の間では、依然として日本風に〇〇ちゃんと呼ばれているのだが、教師達は次第に本名で呼び出し、彼女もすんなりそれに応えているようだ。いつだったかふらりとあらわれた友人が、勉強の終わった子供達と話しているうちに、トックぐらいならごちそうするからいつでも遊びに来るよという話になった。日本人の子供は一瞬、「トックってなに」と問い返す。そのやりとりをきいていたSは、すかさず「あんた、トック知らんの」と。さも誰でも知っているものというような顔で口をはさんだのだ。そんな彼女が、学校ではSでなく〇〇ちゃんではないという問題をどうしたらいいのかと、教師の間では指摘されている。Sは学力の点でもかなりの問題児で、小学校の課程を理解しえないまま中学2年生になっていて、週3回の正規の学習日の他にもう一日、1人の教師と文字通り1対1で特訓を受けている。ただこの日は教室であるオンボロ会館は使えない。もともと町会の所有物であり、当然他にも使用されているわけで、およそ塾らしくない学習塾にばかり独占使用されては困るという申し入れもあった。言われてみればもっともな話である。他の〇〇会の類は一応の営利目的の上になって何かをやっているわけで、それに見合った使用料を払っているのである。それをわが学習塾が、無料で週の半分以上を使わせていただいているような状態なのだ。

だから、もしお金を払う団体さんに会館の使用権利を譲ってほしいと言われたら、どうすることもできないだろう。かくして思いは、誰にも気兼ねせずに使える公共の建物がほしいということになってくる。実際、隣り近所から「うるさい」という苦情が出されたり、時には「これで塾なのか」という疑問を投げかけられたりもしている。

私自身、今でいう学習塾のようなところへ通っていた中学時代をふりかえてみると、やはり勉強などそっちのけで、遊ぶほうが文句なしに楽しかった。といっても私の場合はいわゆる教育ママ的な両親に「勉強しなさい」と言われたのではなく、おそらく友達に誘われるかして自発的に行き出した筈なのだ。にもかかわらず、その学習の場に行くべく家を出て、教室へは入らずに体育館などで遊んだりしたものである。そこは当時の中学校よりは立派なぐらゐの教室が完備され、小さいながらも図書室や体育館まであって、いってみればさぼる場所まで用意されていた。けれどそこには、私に朝鮮人として生きることを教えてくれる人はいなかった。そうした日々がどんなに楽しかったとはいえ、20年近くもの歳月を、日本人としてしか過ごせなかった代償は大きい。生まれて初めて本名で呼ばれた時、私にはそれが自分の名前とは思えなかった。当然のように呼びかけてくる人達に対して、私は自分の本名は「エイコ」と言い張った。両親は私を「エイコ」と名づけたのであって、「ヨンジャ」なる読み方など知りもしなかったのだからと。そんな私が、それでも朝鮮人としての生き方を模索するようになったのは、そういったことを教えてくれる人達とめぐり会えたことからだった。特に、日本籍でありながら朝鮮人として頑張っている人の存在を知って、自分の生き方を問わされたのだ。自らすすんで敢て日本籍になった以上、そのように生きるしかないのだと思っていた私にとって、「在日同胞の人権を守る会」などといったものは、その名称からして厄介な代物だった。そんなところに参加したとは思えなかった。私が顔を出したのは、

日本人とか朝鮮人とかに関わりなく、もっと根本的に人間の尊厳のようなものを考えられ場合の筈だった。そうしたところ以外に自分の行き場があるとは思えなかったのだ。けれど居合わせた人達の中に、帰化した私をも「同胞」として働きかけてくる人がいた。その熱心さに、はじめはしぶしぶ一緒にやっていくうちに、自分の考え方を改めざるを得なくなってきた。なんびとでもないのっぺらぼうの人間としてなどというのはまやかして自分が、いや在日朝鮮人が人間らしく生きるには、まさしく朝鮮人として生きる他はないのだということに気づいたのだ。

いわゆる朝鮮人部落というものを、私は最近まで知らなかった。どんなところなのかと半ば好奇心に近い思いで見に行った私は、市場で売られている食用の豚の足に悲鳴をあげて逃げ帰ったのだ。それまで見慣れていた感じとは全く異なった家並にショックを受けたりもした。なかでも不思議に思ったのは、朝鮮の衣類や食料品を扱っている店頭の看板にさえ、「金田」とか「安本」とかいった日本国の名前が掲げられていることだった。他のところならまだしも、周囲もすべて朝鮮人というところに住んでさえ、いわゆる通名を必要とする不自然さに、在日朝鮮人の置かれている状態を見る思いがした。

朝鮮人が朝鮮人として生きるのが難しい状況だからこそ、朝鮮人として生きることが必要なのだ。そのことを子供達にも教えていきたい。朝鮮人であるが故にゆがめられて育つのではなく、朝鮮人としての芽をまっすぐにのびのびと育ててやりたい。そのための学習塾はまだやっと始まったばかりだけれど、すでに勉強ばかりではどうしょうもないことは目に見えている。時間的に余裕のない子供や学力的に塾など不必要な子供もいるし、来る日も来る日も学校の補習ばかりづは、単なる学習塾に終始してしまう。子供達の基礎学力をつけるといことは、最低限やらなければならないことであるにしても、それが最終の目的ではないのだ。勉強ばかりでなく、みんなが一緒に遊び考える日を設定しようという

案が、これから具体化されようとしている。そのための場所として、週一回だけ近くの小学校を使わせてほしいという話し合いを、二週間程前に市教委もったばかりなのだが、改めて道のりの剣しさを思い知らされた。子供の帰った土曜日の午後の校庭の片隅ぐらい案外簡単に使えるだろうと軽く考えていたところへ、公共の建物を特定の団体に定期的に貸すことはしていないと、規則をタテにあっさりと断わられてしまった。一方では学童保育などを広く市民にPRしている尼崎市が、私達の学童保育に対してはいとも冷淡にあしらったのだ。この問題は今後時間をかけて話し合っていかなければならないわけだが、それまで待つてはいられないし、子供達を待たせてもおけない。友人に少年保護観察なる仕事をしている人がいるのだが、彼の話によると、そこに送られてくる子供の大体10人に1人は名前ですぐ朝鮮人とわかるという。ましてや本名ではなく通名を使っている圧倒的多数のことを考えると、10人に1人どころの比ではないだろう。朝鮮人の非行や犯罪率はきわめて高いことになるが、それは決して本人の責任ばかりではない筈だ。何ともいえない後味の悪さとともに思いおこされるのは1人の朝鮮人少年を鑑別所に入れたという話である。その少年を保護して観察する、いわば身元引受人のような人さえいたならば、そこまでしなくてもすんだことだった。けれど友人のあたった範囲ではそんな人は見つけれなかった。少年の中学校の担任の先生や、朝鮮の中学校にまで話してみたが、何れも断わられたという。それならいっそのこと隔離してしまったほうがいいのだと、彼は言う。何かコトをしでかしてからでは取り返しがつかないのだからと。確かに事前に予防策を考えることは大切だろう。それはそれでひとつの方法には違いないが、しかしだからといって、少年院帰りという烙印を押された人間の一生を誰が保証できるのだろう。朝鮮人というだけで生きにくい状況が、そのために本名では生活できないという本音がまかり通る今の社会である。たとえ非行や犯罪の芽をつみ

とるためではあっても、その結果は1人の人間に二重の生きにくさを負わせてしまうことにしかならない。そしてしっかりした身元引受人を比較的に見つけやすい少年の場合なら学校や家庭で保護観察されることが可能なのだ。

非行や犯罪の芽をつみとるという意味でも学童保育のようなものの果す役割は大きい。それなのに力量がついて態勢が整うまでなどと悠長に構えてはいられない。

朝鮮人でありながら表面は日本人として過ごさざるを得ない。子供達の屈折した日常を早く何とかしたいのだ。といってもまだ、具体的に何をどうしたらいいのか、全くの手さぐりでいくしかないのだが、とりあえず公園などを使って、子供会の活動を始めたいと考えている。それならすぐにもできるのだから。

1人の母親から頼まれたのを契機にスタートした小さな塾が、学校の補習授業だけではあきたらなくなって、いささか急ぎすぎの感がないでもないのだが、早くも子供会に発展しようとしている。そんな子供達との関わりを通して、私も一歩ずつ地域に根をおろしていきたい。

(尼崎在日同胞の人権を守る会)

— 大阪 —

実践の中に苦しみを

— 地域研の

1週平を振り返って—

李 恩 子
(イー ウン ジャ)

KOC(在日韓国基督教会館)を中心として、地域活動研究会が発足してはや1年余りが過ぎ去った。……ある意味で、この言葉通りである。何かを作りだしていく場である地域研であるのに、消耗するばかりである。もちろん地域研のメンバー自身は、いろんな意味で成長したと思う。しかし、自分達のみの勉強、研究の場でしかなかったのではと、自

分自身反省しているこのごろである。もちろん、1年やそこらで私達の目的が達せられるとは思わないが、期間の問題ではなく、地域研のメンバー1人1人に、情熱がかけていたように思う。定期的な話し合いや、内部的な事務処理をする事だけに追われ、そうした行為が何か運動を担っているように錯覚されているのではないだろうか。余裕がないといえは余裕がないし、怠慢といえは怠慢である。

現在の地域研に欠けているのは、具体的に同胞と交われるような場を築き、その場を通じて、共に考え闘っていく場がないことである。より具体的な実践を通してこそ地域研の運動が明確になり、機能しえるのではないだろうか。にもかかわらず、地域研が何ら具体的な事をなしえてこれなかったということはメンバーの1人1人が毎週月曜日の集まりに対して、研究会的に終わってしまうということに対して、時間のロス程度には考えてもそれ以上の作業を、何らしようとしなかった消極性にある。研究会であると自己反省しつつもそれに参加するだけ民族運動に関っているんだという自己満足に、おち入ってしまっているのではないだろうか。もちろん、多くの青年が、現在の地域研の状態に満足はしていないだろうし、ジレンマを感じていると思うし苦しんでいると思う。しかし、ジレンマの中の苦しさは、苦しさではなくて、本当の苦しさというものは実際に動く中に求められるべきであり、その苦しさのなかに、私達の喜びがあると思う。

地域研が民族運動の一貫としてかけられている中で、この猪飼野の地域でやっていたいかなければならない事は、山積されている。民族の主体性の確立（韓民族の一員であるという自己認識）を基本的な大前提において、地域研が地域に対してどのような働きかけができるのか。地域活動研究会といっても、いわゆる住民運動ではない。地域が具体的に抱えている問題をきっかけにして、住民と接し、関係をつくっていく中で、在日同胞の差別、抑圧された状況（民族差別問題等）を、より明確に住民に提示し、地域研が地域運動の刺

激剤的存在にならなければならない。さらに住民の中からリーダーを発掘し、問題意識の共有化をしていかなければならない。その保障として具体的なプログラム（歴史、国語、子供会等）を設定するとともに、具体的なプログラムに参加できない住民との徹底したコンタクトも考えられなければならない。そういった具体的な動きの中で、地域研のメンバーの1人1人が何をしなければいけないのか何をなしえるのか、もう一度見つめなおして行く必要にせまられているのではないだろうか。

私は今まで、いろいろな問題に関わっていくことは、自分自身のためなんだと思ってきたし、又、まわりの多くの人にもそういつてきた。しかし、今はそう思っていない。なぜなら、自分の為になるからと考えていては、いつまでも運動に対して自分自身を並行させるだけであり、運動体としてのパワーにはならないと考えるようになったからである。それでは“隣人”の為にするのかといえは、決してそうではない。何故するのか、一言でいうならば私が韓国人だからである。当然の事だといわれるかもしれない。しかし、私自身が一韓国人であると同時に、一住民である。そういう自分が解放されていくことと、在日同胞が解放されていく事は、表裏一体なのである。だからこそ私が地域活動や他の民族運動に関わっていくということは、運動を担うとか、使命とかではなくて、韓国人として生を受けた私自身の生きていく過程であり、闘いである。いいかえるならば、同胞の1人1人の生きて行く過程であり、闘いである。私自身をふくめた地域研のメンバーの1人1人の意識が、行動が自己満足で終わるのではなく、同胞の解放とは、喜びとは一体何なのか、自分自身に問いなおし、多くの同胞と共に苦しみ、喜びそして共に闘うことによって、在日同胞の人間性の回復が勝ちとられなければならない。闘いは、その日その日の日常生活の中にあり、その中にこそ真の運動があると思う。

（KCC・職員）

●運動総括●

私たちはなぜかわるのか？ (1)

在日朝鮮人への差別撤廃を！
名古屋市市民の会

■入管、日管

かつて私たちの前に日韓条約や入管法が問題となってあらわれたことがあります。そして反対運動は一定の盛り上りを見せたかにみえましたが、その後、日本人の運動は終息していったという事実があります。つまり、一見私たちの主体をかけたかに思える運動も実は、政治的なひきまわしにしかすぎなかったというわけです。

日本人にとっては、確かにそれで事足りりとしていくことができたでしょう。しかし在日韓国人、朝鮮人にとって問題が終るわけではないのです。つまり、入管体制・差別抑圧支配は決して、抽象的に語られるべきものでなく、具体的な形で日常性のなかに存在しているのです。「入管体制粉砕!!」とは、こうした個別具体的な差別・抑圧を打る破ることであるというのが私たちの出発でした。

そして私たちが具体的にぶつかったのが、国民健康保険の適用によって国籍の選択をせまるという問題だったのです。以来、私たちはこうした日常的な生活レベルでの差別に目をむけつつ、入管体制を現実として支えている自治体に、日本人の立場から差別撤廃に取り組んできました。かくして「市民の会」の運動の軸は、対行政交渉にむけられたのです。そして「革新市政」なるものが成立し、その目玉商品として福祉が登場しました。しかしそこでまた新たな差別が生み出されたのです。それは「老人無料バス」の実施において在日外国人、とりわけ90%以上を占めている韓国人、朝鮮人が除外されていたのです。市当局は、まず日本人からという立場をとり

続け、それは差別ではなく区別である。差であるといひのかれたのでした。

その後、数度の対行政交渉において私たちは、市当局に今まで差別をしてきた責任を明らかにすることと、差別撤廃の基本政策を要求し続けたわけですが、市当局の姿勢にはいっこう変化がみられませんでした。

こうした交渉の中で実は、一つの壁にぶつかりました。というのは、日本人の運動体が日本人の行政と交渉してゆくということです。つまり、当事者である在日韓国人、朝鮮人の関与しないままに話が進められていく事の意味がどこにあるのかということです。私たちは当初、あくまで日本人としての立場で差別撤廃に取り組んでいくという問題を立てました。しかし、当事者の関与しない所での交渉や取り決めが、どんな結果をもたらすのだろうということでした。ひょっとしたら、私たちは行政の安全弁・補完物になっているのでは。いや、補完物そのものでは、という危機だったのです。日本人の立場としてあくまで差別撤廃を叫び続けていくといったものの、当事者の関与しないまま、日本人同士で何かがとり決められていくとしたら、これはまさに茶番であり、逆に私たちのやっていることは、まったく、ひとりよがりなのではということなのです。こうした問題点に気づきながらも、事態は何ら進展することなく過ぎていったのです。

■民族主体の確立を妨げない

こうした状態のなかで、市当局は他の革新自治体で認められた差別撤廃について、順次

ならっていくという一定の先取りをおこないはじめました。それが外国人に対する児童養育手当であり、今回の公営住宅の問題だったのです。私たちは、こうしたなかで、自ら補完物と認めながらも交渉を続けざるをえないという矛盾のなかにおかれました。そして、こうした運動の限界をなんとか突破しようと他地域の闘いに学ぶことに務めました。

具体的には「朴君を囲む会」の闘いであり川崎の地域運動でした。ここでは朴君の闘いのなかから生れた在日韓国人と日本人の運動が成立しており、地域に根づいた闘いのなかから行政闘争も組まれていました。そこで学んだことは、在日韓国人、朝鮮人が自ら立ち上って、民族の主体を確立するとともに行政を撃っていくということでした。そして、私たちも一定の結論に達しました。それは、私たちの運動が単なる物とりで終わってはならないこと、在日韓国人、朝鮮人の民族主体の確立を妨げない、寄与しなければならない、そうした運動であるべきだということでした。

しかし、こうした結論も名古屋の地にあっては、運動のレベルにはおちず、大阪の民闘連の集会（第1回全国交流集会）で「在日韓国人、朝鮮人の主体確立を妨げず、寄与すべきだと思うが、立ち上るべき主体がない。これでは、私たち日本人は何をしてよいかわか

らない」という主旨の発言をしました。これに対して、すぐに反論がかえってきました。「なぜ、日本人はそんなふうに短絡するのか。いつまで我々の運動におんぶするのか。在日韓国人、朝鮮人がいないからダメだというのか。では在日韓国人、朝鮮人がなぜ立ち上りえないのか考えたことがあるのか。立ち上ることのできない状況をつくっているのは誰なのか。その点をよく考えて欲しい。」という内容だったのです。

しかし、こうした指摘にもかかわらず私たちは行政の先取りに対しても結局力となりえず現在にいたっています。そこで、目下もう一度、私たち市民の会の運動の自己点検をおこなっているわけです。市民の会の運動の根拠は何だったのか。行政闘争の理論的根拠は何なのか。民族主体の確立に寄与するというのが、具体的にはどういうことなのか。また、日本人の主観的な思い込みではありやまいか。民族主体形成にどう働きかけるのか。主体登場まで待つべきなのか。それとも、必要悪として続けるべきなのか。日本人の立場として、やれる事はないだろうか。何なのか。

まだまだ、未解決な問題が山積みになっています。しかし、私たちは具体的に手足を動かしながら、持続することが大切だと言いきかせながら、自己点検を続けているのです。

「民 闘 連」

全国交流集会への案内

昨年8月大阪でもたれた第1回民闘連全国交流集会は、全国各地から80名の仲間が集り、「民族差別は許さない」という闘いに大きな成果をおさめました。今年も昨年に引き

続き、第2回の全国交流集会が川崎で開催されることが内定しています。

民闘連に加わっている仲間や団体が取り組んでいるあるいはすすめている。行政差別撤廃闘争、入管体制への取り組み、就職差別、教育戦線における地域にねざした実践は、それぞれに着実な歩みと実績を重ねています。民闘連の運動は、けしてはなばなしい闘いではなく、地味で根気のいる闘いであります。しかし、日々の実存をかけた、まさに運動が人を変え、人を生み出すなかであって、人間性を奪い返す闘いであり運動です。

6月初旬の代表者会議を経て、交流集会の詳細な内容が決定しますが、ひとりでも多くの仲間が結集されんことを要請します。

● 教育実践報告 ●

講演

在日朝鮮人教育の一つの指針(4)

小 田 光 康

(県立尼崎工業高校教諭)

■ たった一人の闘い

砂をかむような思いで、当面はたった一人で働いている、日立造船に入ったSという子があります。その子が6月頃に「やめたい」といい出しました。「何でや」と聞いてみると、最初はやっぱり同僚で中学卒の日本人で年なんかもそんなにちがわない子が「張り合って、いやみもするんや」と言っていたんですけど、後になって、実は、仕事から帰って弟と俺がメシ食べていると、お母ちゃん漬物にお茶づけてさらさらとやとる。最近お母ちゃんの顔むくんでから「お母ちゃん、もっと栄養つけるもん食べなあかんで」言うたわけです。次の日またメシ食べる時に、お母ちゃんだけが漬物にお茶づけてすましているわけですわ。次の日もそうなわけですわ。そこで、その子は家に金が一銭もないというのに気がつくわけです。その子が就職する前にお姉ちゃんが結婚したわけです。その結婚資金のために頼母子講をやっとこさ落して、その利子の返済のために毎月5万いる。それと生活費をあわせると、月15万は出ていくわけですわ。その時彼は月6万の給料しかなく、弟も高校へ行き始めたと、「お母ちゃんの顔見とったらたまらんでしゃないんや」ということで、町工場やったら10万以上出したという話もあるから、そっちで働こうというふうに傾いていくわけです。彼は、O・B会に出てその話をしました。その時、もっと年上のO・Bが「大事なところや、それをのりこえんかい。俺はそれをのりこえてほん

まもんになると思う」ときつい言葉ですけれども励ましていくわけですね。一方、お母ちゃんは「銭やったらどないでもできる」という。又、同じクラスの子からも励まされて彼は「今、俺がやめたら1が0になるんや。5年でも頑張ったら朝間研の後輩らが5人入って来たところでまた考えたらええやないか。そういう意味の就職を俺らはしたんや」という話になっていきました。この話も、やっぱりお母ちゃんと息子が企業に向きあっているということですね。

■ 不況下の企業との対峙

そういう中で、去年もそうでしたけれども今年も就職の状況は朝間研の子供にとってはものすごく厳しいものがあります。去年の場合で言うなら、学校から出す書類に朝鮮名で書いて企業にもっていくと、それを見ただけで、次の日電話で“実は会社は不況になって緊急に採用計画を縮小しなければならない。もう採用計画が充足しているので、辞退して欲しい”というわけですね。で、僕ら「待たんかい」といって企業とかけあっていくと、どんな話が出るかいうたら、実は朝鮮名で朝鮮の子が入ってくる。初めてのことから職場のいろんな部署の上司にアンケートをとったら、やっぱり“困る”“いやだ”という答が返ってきたわけです。「そんな状況だからうちは意識が低いから、その子が入ってこられると、その子自身がしんどくなるんとかありますか。実は善意からね辞退して欲しいん

ですと言ったんです。今年是不況やし、別の
とこ捜してもらったら、その子の就職口もある
かもわからへん」ということを言うわけで
すね。そこに立ちあっていた教師たちは頭に
きて「いいかげんにせい」ということで交渉
を続けるわけです。その時は12月30日、
あさってが正月だということまでその企業
と話し合いを夜の10時から11時頃まで連日
続けました。そんな中で、やっぱり企業を反
転さしていく一つのてだては、その子の生き
ざま、その子がお父ちゃんお母ちゃんをどん
ない支えているかということであったわけです。

■就職は企業と対決していく第一歩として

今年も、去年よりもっと厳しくて、まだ半
分しか決っていません。で、今年の朝間研の
部長でKという子がおるわけですが、
この子の場合も家でたこ焼屋をやりながら、
兄ちゃんがダンブにのっとるわけですが、
「家の手伝いをするんや」と言っとった
わけです。「そうとちがうやろ」という話を
担任がずっとやる中で、企業にぶつかって
みるということまで来たわけです。で、そのこ
とはどういうことかといえ、2年前韓国か
ら手紙が来たわけです。お母ちゃんのお母ち
ゃん(お婆ちゃん)が危篤だからすぐ帰えれ
という内容でした。お母ちゃん急いで30
年ぶりに韓国へ帰りました。そしたら、危
篤ではなくて、ピンピンしてたわけですね。
会いたかったということをしてそういう形でお婆
さんは、手紙を出したわけです。そんな話も
あるし、お母ちゃんも体がやっぱり弱って
いる。今俺が金をためて、お母ちゃんが死ぬま
でにもう一回国に帰えしてやりたいんやとい
うことで、やっぱり金がある。金が入る仕事
は捜したらなんぼでもある。土方やろうと、
ダンブやろうと、それでええやないかとい
うことだったわけです。

で、その子がやっぱりH・Rの中で、同胞
の子がスチュワーデスになるという女の子が
おったわけですが、スチュワーデスにな
りたいという話が出てくると、頭にきてお
こるわけです。クラスの日本の子にも、気楽

なところで腹を決めてのはどういうことなん
や、ということていすわっていくわけです。
そういう中で腹を決めていくわけです。

■文化祭を通して同胞と同級性に訴えていく

11月に、尼工祭といひまして文化祭と体
育祭があるわけです。文化祭の時には朝間研
として劇をこの4年間続けてきました。その
劇というのは、具体的に子供が高校に入って
本名を名のって、クラスの中で、H・Rの中
でいすわって、朝間研活動をやって、親の話
を聞く中で差別の実態を知り、やっぱり俺ら
は言葉を知らなあかん、歴史を知らなあかん
ということで、そういう中から統一の時に俺
ら何ができるんや、今何ができるんやとい
うことで就職のこともとらえていかねばなら
ないという、そういう流れを一人の主人公に託
して、シナリオを自分たちで書いていくわけ
です。演出も自分らでやって、舞台装置も自
分らで作って、約一時間上演しました。その
時には、朝間研に一度も顔を出さない子供た
ちが、じっと座って最初から見ていました。
その劇の後で、朝間研の部長のKがまとめの
ナレーションをやり、朝間研に来ていない同
胞の子や日本人の子に対して言った事を紹介
したいと思います。

—この劇の主人公たちは、民間企業に本名
で入り、朝鮮人としての自覚をたしかめなが
らも日本の会社に飛び出し、先輩の後に続き
ながら、そして自分のやりたかったことを仕
事が終ってやっている。それは国のことを知
り、国の言葉も話せるようになり、朝鮮人
としての自覚を今まで以上に自覚し、アボ
ジオモニのために、精一杯頑張っている。今
思えば、小学校、中学校の時にいじめられ、
朝鮮人ということが嫌だと言っていた私が、
今では国のために頑張る、堂々と私は朝鮮
人だと言えるようになり、そしてアボジが
何故、いや朝鮮人が何故日本にこんなたく
さんいるのかもわかったし、そんなことを
知らない後輩たちにも教えることができた。
でも残念ながら、まだ自分のことを堂々と
朝鮮人と言えない同胞がいるということだ。
堂々と国のこと

を言えぬ同胞の人たちよ。朝鮮人は勇敢な人間だ。朝鮮、それは美しく素晴らしい国です。(でその後、劇に出ていた全員が一列に舞台の上にならんで、こういう言葉でしめくくったわけです)この劇は、僕らが朝問研で3年間やってきたことのほんの1部やけど、の中には、朝問研にまだ一回も来たことのない在日朝鮮人の子がいると思う。この劇の中で最後に僕がしゃべったけど、自分のことを堂々と、国のことを何も言えない僕らの同胞の子、やっぱり自分の国やし、堂々と朝鮮人と言えるようになって欲しい。僕らが卒業したら、次に今残っている同胞の後輩たちがあとの朝問研をやっていくんやから。

それから、日本の子らも何で僕らが日本にいるのか、日本の学校に来なならんのか、また来ているのか、わかって欲しいと思う。また、日本の中でも部落のこともある。同じ日本人なのに差別される。そうした時、僕らも尼高の中で、みんなの心の中で、そんなもの……人間性と言うのかなあ、自分自身でやっていくことやと思う。先生に作ってもらおう

ではない、自分自身で作っていくことやと思う。僕らが5年後学校へ来た時、いや来年でもええんや、学校へ来た時に日本人と朝鮮人が堂々と握手できるようにやって欲しいのです—

この子も企業に向きあって学力がたらないということで、不調理由を教師がずっと聞いて、問題化していつてるわけですけれども動揺はしておりません。

卒業生たちが、やっぱり僕らに言うてくれるのは「とことんいったら、一人の力でも生きていける力というのを、ほんまに先生つけてくれ。にんにくの臭いが消えんような人間に作って欲しいんや。日本の企業に入っていたら、大きければ大きい程同化の速度はきつい。その中でほんまに家力をつけて欲しいんや」ということです。僕らは、その言葉で、できないことが多いけれど、やっぱりやっていかなあかん、いっしょにその子と歩いていかなあかん……ということでも頑張っていきたいと思います。

(おわり)

本名を名のって

小学6年 女子

私の名前は、二つある。

普通の人なら名前は、一つ。

なのに、私には、名前が、二つある。

とても、おかしい。

でも私は、本名というものは、自分の国の名でなければいけないと思う。

4年の時から、自分の本当の本名を、名のってきた。

初めは、みんなにからかわれるかと思ってとても、不安だった。

でも、みんな、気軽に、話しかけてくれた。すごく、うれしかった。

始めから、みんなを信じていたらよかったな、と思った。

今では、1年生から、本名を名のっている。

1年生から、名のったら、みんなもなれてくれると思う。

なぜ、私たちの時は、名のらなかったのだ

ろう。

名のってきてたら、もっともっと、みんなと、親しくできていたかもしれない。

私のもう一つの名前は、もういらない。

本名があれば、じゅうぶんだと思う。

みんなから、本名を呼ばれると、何となく気持ちがすっきりする。

私は、自分の本名が大好きだ。

もう一つのうその名前なんか、きらいだ。

自分の国の、名を、かくさなくていいと思う。

まるで、うそつきだ。

みんなには、うそをつきたくない。

だから、自分の国の、先祖から伝わる、立派な、名前を名のりたい。

そのためには、うその名前を名のってきた人たちは、これから、本当の名前を名のたらい。

これからは、こんな自分の本名を、名のって、うそがないように、していきたいと思います。

在日朝鮮人生徒の進路保障

在日朝鮮人生徒の公務員への就職

—当面凍結する意味を進指研で討議—

■おことわり

ここに掲載した文章は、兵庫県高校進路指導研究会発行の、一兵庫県進指研ニュース—「新しい出立のために」(第18号、1976年3月15日)から転載したものです。

■はじめに

在日朝鮮人生徒を公務員として送り込んだ阪神間の高校では、いま、彼らをつみやかに引きとり、積極的に転職をすすめていく方向で、当該生徒たちとの話し合いが続けられている。在日外国人の門戸を開放し、地方公務員として受け入れてきた側の自治体の、民族問題に対する理解がまったくないことがその後明らかにってきており、このままでは在日朝鮮人の法的地位に抵触する危険も生じる恐れがある。また、このことで、私たち日本人が同化に手をかすことがあるとすれば、なおのこと見過ごすわけにはいかない。

そのため、県下各高校の朝鮮問題(文化)研究部顧問、進路指導担当者等のあいだでこの問題を協議し、検討した結果、在日朝鮮人中国人生徒の公務員就職は、当面これを凍結する旨の合意をえた。しかし、私企業が在日外国人を採用しない支柱として、地方公務員応募資格の《国籍条項》を引き合いに出してくる状況がある限り、《国籍条項》撤廃のとりくみは、引き続きこれをおこなっていくべきであろう。

そこで、標記のことについて、問題点を整理し、私たちがもつべき基本的な態度を、ここで明きらかにしておきたい。

■在日外国人が地方公務員になれないという法的根拠はない

在日外国人を公務員として採用してはいけないという法例は、公認会計士、弁護士、裁判官、警察官、外務公務員を除いてはまったくない。『地方公務員法』第16条はいわゆる《欠格条項》を定めているが、そこには、「①禁治産者及び準禁治産者、②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者、⑤日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主眼する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」の5つがあげられているだけであり、国籍に関する制限は設けられていない。

さらに、人事院の内規等によって《国籍条項》が設けられていないかどうかともつぶさに検討する必要がある。自治省行政局が監修した『地方自治小六法』(学陽書房・1973年)によれば、「外国の国籍を有する者を、一般地方公務員に任用することについては、国内法上制限規定がないので原則としてさしつかえない」という、昭和27年7月3日付の自治省の見解が行政実例として全国に流さ

れている。これは「老大な地方自治関係の『行政実例・判例』の中から法の解釈運用にあたり現在規範とされるもののみを、自治省行政課において慎重厳選」したものである。

また、人事院事務総局任用局企画課論の『任免関係質疑応答集』（1956年）によれば、「公権力の行使または国家意志の形成への参画にたずさわらない公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としない」という人事院事務総長の見解（昭和30年3月18日付）がかけにされている。

したがって、（在日外国人を地方公務員として採用するにあたっては、「公権力の行使または国家意志の形成への参画にたずさわらない」ことが重要な条件になることを除けば法的には制約がないと考えられる。その結果これらの法解釈を運用することによって、1972年、大阪市がまず在日中国人保母の採用にふみきり、翌73年、阪神6市1町（尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町）も職員採用試験の応募要領から『国籍条項』を撤廃、尼崎市で3人、西宮市と川西市でそれぞれ1人、在日朝鮮人が職員として採用されるにいたったのがこれまでの経過である。

■阪神6市1町の場合

ところで、公務員は就職と同時に『日本国憲法』を遵守する旨、誓約しなければならない。しかし、これが在日朝鮮人に日本への同化を迫る踏絵とされるならば彼らが地方公務員として採用されたことを手ばなしで喜ぶことはできない。そもそも在日朝鮮人が自国のもとではない『憲法』に縛られねばならぬという法はないはずである。はたして阪神6市1町の在日朝鮮人問題に対する理解は充分できていたのであろうか。

阪神6市1町では、初め、『国籍条項』を撤廃した理由として、①市役所の仕事がすべて公権力の行使に係わるものばかりとはいえない。②サービス業務がいまでは広範になってきており、特別な技能を要する職種については在日外国人の採用も可能である。として

いた。事実、このような考え方から、ほとんどの自治体が医師、看護婦、保母など、いわゆる行政職以外の分野で在日外国人の採用を認めている。

しかし、ここで見過ごすことができないのは、韓国を初め、東南アジア諸国から安手の労働力を獲得するために、日本政府と独占資本の意向が『国籍条項』の撤廃を必要としたことである。その結果、『研修生』の名目で医師会が韓国から大量の低賃金看護婦労働者を雇い入れたことはよく知られている。

住民に対する公権力の行使の範囲についていえば、ふつう、各部長、助役、市長など管理職が発動する「許可」「認可」「立入り」「差押え」等々が考えられる。しかし、各市ともいのようにみせた反応は、公権力がこれらに限定されるのではなく、市の業務全般を指すという意見もあり、統一をみていないというものであった。そのため、学校側との協議では、管理職登用の可否など今後生じてくる問題を留保したまま、権利の得喪関係を除いた部署を捜して配属先を決めたいとし、その結果、電気関係の管理、学校施設の設計・管理・建築関係の積算、緑化業務の推進、復旧・指導の事務、各種建築物の設計等のいずれも技術部門への就職をみたのである。

■在日朝鮮人の法的地位の問題

また『在留資格』『退去強制』との関係から『出入国管理令』に規制されることはないか、という角度からも同時に検討が加えられる。細心の注意がはらわれなければならない。しかし、各自自治体とも在日朝鮮人の法的地位の問題についてはまったくもって無知としかいえないものないありさまを呈した。

多くを引用することはできないが、いま、『出入国管理令』第24条の『退去強制』の項から一部を抜萃しただけでも、「本邦からの退去を強制することができる」場合は

ラ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、

若しくはこれに加入している者。

ワ 左に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者。

(1) 公務員であるという理由に因り、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体。

(2) 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体。

(3) 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を勧奨する政党その他の団体。

カ ラ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し又は展示した者。

等々があり、これ以外でも「法務大臣が日本の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者」は《退去強制》できると定められている。

公権力行使の問題がこれに係わってくることは先にみたとおりであるが、在日朝鮮人問題に対する理解は自治体当局ばかりではなく労働組合もまた乏しい。尼崎、西宮、川西の三市にそれぞれ就職した在日朝鮮人生徒たちは、いずれも労働組合に加入することを役員からすすめられているが、労組役員のいわく「賃金問題は自分のためだけではなく、市民のためにもなる。外国人だからといって思想信条による差別はない」とそしてそのあとすぐ「新入職員は自動的に労働組合に入るシステムになっている」と青年部の役員が組合費を集めにきており、メーデーのピラを作る仕事をふりあててきたり、夏期一時金闘争のための署名がまわされてきたという。

これに対し、彼らは「公務員のストが禁じられているいま、外国人である私たちが労働組合活動をすれば、生命に危険がある」とこたえ、拒否したが、労組の役員たちは「それほど深刻に考えるほどのことはない」と安直に決めつける始末であったという。

在日朝鮮人問題に対する正しい理解ができている労働組合は日本にはまだないとみる方が客観的であろう。つまりここにみられる労組役員が例外であるとはいえないのであってみれば、在日朝鮮人を日本人の責任で守り切れる保障がない限り、彼らを労働組合に加入させることは容易にすべきではないであろう。

ただここで触れておかねばならないのは、＜在日朝鮮人が日本の役所に入って何をしていくのか＞という話し合いを、受験前に同胞生徒たちと突詰めてきた彼らが、加入しないからといったところで、労組に敵対する立場に身をおくということはある。ということである。だからなおのこと、在日朝鮮人の法的地位の問題をゆるがせにすることはできないのである。受け入れる側の日本人の責任で、在日朝鮮人の身分が保障されなければならないのはいうまでもないことである。

■ 在日朝鮮人諸団体の評価

在日外国籍生徒を公務員として採用させるこれらのとりくみについては、日本人の側からする厳しい批判が私たちの内部から提出されていたが、在日朝鮮人諸団体の評価は、賛否両論があり、定まってははいない。そのうちここでは、次のふたつの発言を引いておきたい。

湊川高校の林大造先生は、＜在日朝鮮人が日本の公務員になることは、日帝時代の悪を彷彿させる。1945年8月15日まで、朝鮮人の青少年たちの夢は、町村の吏員になることがすべてだった。いま、日本人化する風潮がつよく、帰化運動をおしすすめる動きが阪神間でおこっていることをあわせ考えるなら、官吏になることは同化の道ゆきだ。いうまでもなく、在日朝鮮人の鉄則は、日本の内政に干渉しないことである。公務員をというな、朝鮮語を教えることで公務員になっている私の場合のような、知識労働者としての面が開発されるべきだ。公務員への就職を、食えるからとか、金になるからというだけの、市民的権利の拡大だけに短絡させてはいけな

じなのは、韓国に投資している企業への就職について在日朝鮮人が選択でき、ノンといえる権利をもてることではないだろうか。日本に住むことが安逸できるとき、在日朝鮮人は公務員にもなっていくだろう」と述べている。

また、朴慶植氏は次のようにいう。＜日本人が韓国の公務員として働くことができるようになったとして、あなたがた日本人はそれが形をかえた帝国主義ではないかどうかを考えずに受けにいくでしょうか。在日朝鮮人が日本の公務員になる場合もそれと同じことがいえる。公務員は日本の憲法を守る文書を提出しなければならないことを考えてほしい。就職問題のほかにも、住宅手当の拡大、税を下げる等々の問題にもっと目を向けるべきだと思う＞

■凍結するが《国籍条項》撤廃の要請は続ける

以上みたごとく、在日外国人（とりわけ在日朝鮮人・中国人）を公務員として地方自治体に就職させるとりくみは、これが安易におこなわれるなら、彼らの生命を代償として差し出さねばならない危険をとまなうことを知らねばならない。また、私たちが同化に手をかすあやまちを犯してはならぬことはいうまでもない。

しかも、現行の『出入国管理令』を改悪するために、『出入国管理法案』が何度も国会に上程されており、在日朝鮮人の法的地位は今後いっそう厳しいものとなることが予想される。そのため、在日外国籍生徒の公務員への就職については、私たちは今後これを凍結する。しかし、《国籍条項》撤廃の要請については、引き続きこれととりくんでいくつもりである。

そのわけは、日本の私企業ほとんどが、＜朝鮮人、中国人はおことわり＞とする体質を持ち続けており、＜受験されても結構です

が、もし不採用になった場合、外国籍だからそうなったと誤解されては困りますので……＞と婉曲に受験を断わってくる例も枚挙にいとまがない。またたとえ外国籍生徒を受け入れたとしても、＜今は人手不足の時代だから、仕方なく採用している＞といい、私企業が在日朝鮮人、中国人生徒を採用しない口実として＜公務員も外国籍生徒を採用していないではないか＞と、就職差別を正当化しようとする風潮が現に存在するからである。

公務員試験の採用資格から《国籍条項》を撤廃させるとりくみは、このように私企業の就職差別を見逃せぬうえからも、取り下げることはできない。つまり、在日朝鮮人生徒が公務員としていつでも働ける窓口は開けておくが、彼らの主体的な判断にもとづいて、実際には就職させないとする進路指導が、私たちの考え方である。

■むすび

公務員として就職した在日朝鮮人生徒は、いずれも本名で受験した。しかし、《国籍条項》が撤廃されたために、在日朝鮮人生徒を日日本名のまま受験させている学校もあると聞いている。身分が完全に保障されていない世界へ、裸のまま彼らを抛り出して事足りれとするこのような安易な進路指導は、私たちのとるところではない。在日する彼らの歴史的な条件を考えてみると、むしろ私企業への就職に積極的にとりくみ、その進路を保障していくことが必要であるだろう。

そのためには、高校現場に同胞生徒の集まれる場としての朝鮮問題（文化）研究部が作られる必要があるし、朝鮮奨学会に繋いでいくとりくみもおこなわれなければならない。つまるところ在日朝鮮人生徒の進路保障の課題は、彼らを本名で呼ぶことからしか始められない。

● 論文紹介

経験と自己回復 (4)

鄭 大 均
(チョン テ ギユン)

Ⅲ 自己アイデンティティの明け渡し

Sのケース：

男性，24才，川崎市出身，高校卒，写真学校中退，工場勤務（パート），二男

Sの家族構成：

父，一世，Sが5才の時死亡

母，二世，48才，飲食店勤務

長男，29才，高校卒，無職，在日朝鮮人女性と結婚

三男，19才，高校卒，無職

Sの生活環境：

Sは在日朝鮮人の密集地川崎市H町に生れた。当時H町には，一種独自の民族的环境があった。日本人の子供が朝鮮人を愚弄して，「朝鮮人はかわいそう。何故か」というと，昨日の地震でうちがパシャコ」とうたうと朝鮮人の子供は逆に「日本人はかわいそう。何故か」というと，戦争に敗けてブタしょって逃げた」とうたい返すことができた。

Sの父は生前，廃品回収業，パチンコ屋，駄菓子屋，アイスクリーム屋等を転々と営み経済的には，当時としては恵まれている方だった。しかし父は，Sが就学する一年前に死去し，以降母が飲食店に勤務しながら三人の子供を育ててきた。生活は楽ではなかったがSの家族が周囲に比べてとりたてて貧しいというわけではなかった。「うちは金がないから誰それみたいにいるんなシャツを何枚も持てないんだって自然に思うわけ，H町みたいなスラムに住んでいる連中は，自分以上の者も以下の者もいるっていうのが分るわけ，説

明される迄もなく。」

Sの母は，比較的放任型の養育をしてきた。母子間での会話量は決して少なくなかったが互いに干渉することをさけた。それは兄弟間でも同様だった。Sは親にものをねだった記憶がない。その代り，彼は小学生の頃からアルバイトを始めている。中学生になるとカメラに，高校生になると自転車に熱中するようになったが，すべて自力で資金を稼いだ。

幼少年期のSと民族意識：

幼少年期のSの周囲には多くの朝鮮人がいた。当時の遊び仲間も殆んどが朝鮮人で，日本人が2・3人混っても常に朝鮮人の方が多数で，番長格も朝鮮人という具合だった。

小学校に入学すると，クラスには一割程の朝鮮人生徒がいた。彼はMという通称名を用いて就学した。しかし彼が朝鮮人づあるということは誰もが知っていた。二年になると分校に回され，教師の勧めで本名を名乗るようになった（異例／＼）。本名を名乗ることは彼には不快だった。「何も本名なんて名乗らなくてもいいのと思った。」中学に進学すると，母の決断で再び通称名に戻ったが，Sはそのことを喜んだ。

Sは幼い時から自分が朝鮮人であることを知っていた。しかし，彼の生活環境である，家族，地域社会，学校のすべてのレベルにおいて，朝鮮人としての遺産に自己を開かしめる場所は提供されなかった。それ故，民族差別環境の中で，彼は朝鮮人に対する否定的なイメージを形成していく。次のような彼の言葉は，そのニュアンスを含みながら語られ

ている。「学校の授業で、我国という言葉がでてくるとすぐ、日本と韓国が思い浮ぶけどね、韓国よりは日本に、より我国というかんじがした。」

青年期へ：

Sの現在の朝鮮人に対するイメージは依然として否定的なものである。「朝鮮人はきたない、だからつきあいたくない。……実際体験はないがよく言うじゃないですか」このようなイメージは彼の幼少年期に形成された。朝鮮人に対する否定的なイメージの引き受けを基盤として、やはり具体的な体験を通して確認されたと言わなければならない。しかしその際、彼が朝鮮人を見る眼が、朝鮮人に対する民族差別環境によってもたらされる偏見を乗り越える形で見直されたのか、あるいはその環境そのものに包摂される形で見続けているのかが問われなければならない。

青年期は、決定的な問い直しの時期である。青年はそれ迄に形成されたイメージに対して新しい視覚で挑戦することが可能であり、このことはSにとっては、朝鮮人イメージへの見つめ直しの過程と、従って自己像の問い直しを迫る。その鍵になるものは、Sがどのような他者と出会い、又他者との出会いにおいて、自己及び他者をどのように見つめ、それによって自己の朝鮮人としての遺産をどのように見つめ直すかにかかっている。

Sと朝鮮人：

在日朝鮮人が多く居住するH町に住むSは路上を歩いていると朝鮮人の知人に頻繁に会う。「この辺を歩いているとね、幼なじみなんかによく会う。するとお互いに、オース、お前今何やってんだ、ていうことになるんだけど、こんな状態でしょう。何て答えたらいいか困っちゃうんだな。あの辺ではね、俺みたいに半分仕事をして半分勉強でもしようなんて奴は異質なわけ。すると相手はね、お前もフラフラしてないでそろそろヤクザにでもなるかってくるわけ。」Sは最も身近にいる朝鮮人に違和感を覚えてしまう。しかし、違

和感を覚えるのは上記のタイプの朝鮮人に限らない。「いわゆる活動家タイプの人ね、ああいう人を見ると、錦の御旗をふりかざしてる、という風にしか感じない。韓青の人なんか会っても、僕の悩みなんか聞いてくれる人は誰もいないわけでしょう。……僕は在日朝鮮人問題とか、祖国の統一なんかは喋れないわけ、第一に知識が不足だし活動したこともないから、僕に関心があるのは、個人の問題に関わってくる、俺の問題になってくる。だからそういうことは語る資格がないわけ。ところが彼らが言うのは、お前はまず民族意識を持たなくちゃだめだ、とそれしか言わない。……しかし勿論、俺の個人的な問題というのは日本人とも語れないわけね。」「俺は北朝鮮が嫌いだ。これはハッキリしている。民主主義じゃないからね。だから北も南も好きじゃないわけ。つまり人間の感受性迄変えちゃう独裁っていうのが嫌いなわけ。」

Sと日本人：

Sの交遊関係は殆んどが日本人である。Sが最近迄接してきた一群の日本人青年は、一流大学を卒業し、アルバイト的な仕事に従事しながら、マージャンやスポーツを楽しむ仲間である。彼らは一定限体制批判的であるがいずれは社会支配のメカニズムに包摂されることを予感もしている。Sの彼らとの交際は5・6年間大体平穏であった。しかし、Sはこれらの親しい仲間を「時々、ヒッパタキタクナル」衝動にかられる。

「今、僕のつき合っている奴で、僕が朝鮮人だということを知らない奴は一人もいない。M（通称名）という名を使っているけど、朝鮮人だということを言っているからね。しかし一つ失望するのは、僕がそう言った時、相手は、ああそうなの、と言うわけ。いとも軽く別に関係ないじゃないかっていうかんじだね。そういう時、オマエラホントに朝鮮人のこと分っているのか、／と言いたくなるんだけど、実際には何も言えない。……彼らが別に気にしませんよ、と言うと、そんなに簡単に言えるもんか、とヒッパタキタクナル」。

民族的自己意識：

「常に心のどっかに朝鮮人であるということがひっかかりとしてある。僕は朝鮮を断ち切ろうとしたこともないし、日本人になりたいと思ったこともない。自然に生きてきてこうなった。……自分をいい加減な人間だと思ふこともあるが、僕はその原因を朝鮮人として生れてきたということに結びつけたくない。それはみんながよくやるが、ひきょうなことだと思う。もっとも、どの問題一つとっても基本的には在日朝鮮人として生れてきたということと関係はしてるけどもね。たとえば写真をやりたいと思ったのも、自分はサラリーマンにはなれないんだっていうことが分っていたからね。」

「朝鮮人が日本人とは違う肉体的特徴、目で分る違いがあれば、もっとスッキリしていた。……帰化するかもしれない。そうしたら韓国系日本人であると今よりははっきり言える。……結婚しても、できたら子供はつくりたくない。どういう風に育てるか自信がない。多分日本人として育てるだろう。自分が朝鮮人であることをどういう風に伝えたらいいかわからない。何も伝えることがないような気がする。……子供に隠すわけではなくどういう風に伝えたらいいかわからない。お前は、お母さんの子供なんだよ、と言ってしまふかもしれない。」

Sのケースは在日朝鮮人としてのアイデンティティを明け渡し、「日本人」アイデンティティを取り入れる、在日朝鮮人青年の民族差別環境に対する典型的な対応を明らかにする。Sは自己を規定するものが、在日朝鮮人として生れてきたこととある程度つながることを充分認知していながら、そのことに心を開くことに強い抵抗を示している。Sの対応は一方で、朝鮮人にとっての日本人との交際の意味を問うものであると同時に、私が＜在日朝鮮人主義＞（経験と自己回復Ⅱ参照）と呼ぶところの既成の在日朝鮮人組織への再評価を迫るものでもある。他方、これから記述するSの心理的葛藤に明らかなように、在日

朝鮮人としてのアイデンティティの明け渡しから、「日本人」アイデンティティの取り入れという過程は、民族差別環境への従順ではあっても平穏な対応ではなく、極めて苦渋に満ちたものであることを明らかにする。

「高校の修学旅行の時、バスの運転手が学生に向っているいろんなことを話すわけ、その男は昔東南アジアで暴れ回っていたことがあって、今でも知り合いが沢山いるなんて、いろいろ手柄話しをするわけ。すると僕は彼に対して一種憧れちゃうわけね。しかしそうだが、もし僕らが向こうに行く機会があるなら中国人や朝鮮人と間違われるとなめられるから、日の丸をおし立てて行かないと駄目だぞと言うわけ。その時は笑ってごまかしたけど複雑な気持だった。」

「高校卒業して土方の仕事をしている時、たまたま飯場の親方が朝鮮人だったわけ、すると働らいている日本人の土方が、親方の悪口を言い出す。バカヤローとかガメツイ奴だとか、何も三国人に雇われることはないんだとかね。実際その親方はガメツイ奴だったけど、文句あるなら、何でやめねえんだよ、と言いたくなかった。」

「小さい頃、僕は自分の言葉で喋ってきたつもりだ。自分の言葉を自分自身のレベルで喋ってきたという意味でね。そしてある時期（高校卒時頃）その段階から一步脱け出たような気もする。ところが、その一步脱け出たところで、何かまだ確立されていないものがあるんだな。……今自分は脱け出る前の段

でしか喋れないし、考えられない。自分の内に二入の馬鹿がいて、彼らが同格にチャンバラをしてるみたい。それでまとまりがなくなってしまう。……僕は自分の言葉で喋りたいという願望がすごく強い。というのは自分の言葉で喋ってるんじゃないっていう気持ちがあるからね。何か今の自分は自分じゃないんじゃないかみたいな気がする。すごくしらしらしさを感じて切実に悩んだ時期もある。……高校出て中学校時代からとりつかれていた写真に、ガッツ燃やして入っていったんだけど、だんだんとれなくなっていった

り、失恋（日本人）で手痛い目にあったりして、こんな目になったのかなあって感じることもある。……ある人はね、僕のことを言ったわけ、穴を掘るにも二通りあって、どんどん深く掘り進めていく方法と、どんどん掘上げていく方法があると。お前は掘げすぎたんじゃないかっていうわけ。とにかく深くなりきれない。……今他人と話してて、たまには自分を分って欲しいみたいなのがあるわけ。そんな時喋れば喋る程むなしくなってしまう。相手が日本人でも朝鮮人でもね。」

1975年秋
(つづく)

ニ情報

■入管問題

・朝日に密入国問題のルポ

朝日新聞は、5月10日付朝刊第4面の「月曜ルポ」欄に「後絶たぬ韓国人の密航—対馬」という長文のルポルタージュものを掲載した。

このルポは、“一衣帯水の両国間で生きるための密入国という果しない苦しみと悲しみが続けられている実情に、割りきれないものを感じた”という言葉で結ばれているが、経済的に安定している日本への憧れという密入国者の動機、密入国で水際検挙されたケースを紹介する中で、非人道的な密入国ブローカーの問題と、長い海岸線を持つ日本の水際検挙の困難さ及び海岸警備の不十分さ等が全体に亘って指摘されており、学員時報の竹村論文の焼き直しと言える。

このような記事が朝日という大新聞に載ったことは、現在行なわれている密入国問題を始めとする在日韓国人の法的地位闘争に対する反キャンペーンであると危惧するむきもある。

・新入管法制定の動き

法務省は不法入国者対策と難民問題を討議するため5月19日、入国者収容所長・入国管理事務所長会同を開いた。席上稲葉法相は中ソの対立や朝鮮半島の南北対立、中東やアフリカの政治的・経済的情勢を指摘しながら、狭い国土に過密な人口という日本の実情にそって、厳しいがいていねいな態度で外国人に接するように訓示したあと、

①外国人の在留管理業務の合理化、改善をはかる。

②朝鮮半島出身者で協定永住を申請しなかったもの（朝総連系同胞）や台湾出身者らの法的地位に即した処遇について、速やかに基本方針を確立する。

③これらの方針実現のため出入国管理制度の新しい基本法を制定する。

という方針を明らかにした。（5月19日朝日新聞夕刊より）

この中で②の点は今年4月に出された「入管白書」で触れられたものを法相が法務省の基本的な政策として位置づけたものであり、このことは在日外国人（朝鮮人）の法的地位をより明確なかたちで作り上げてしまおうというもので、注目される。

また、この日は韓国からの密入国者問題に対し、治安、労働対策など大局的に今後の方針を検討することを申し合わせており、これらの方針が具体化されると、入管闘争はより厳しくなることが予想される。

■行政差別撤廃闘争

〔尼崎市〕

第二期行政差別撤廃闘争をめざしている兵庫民闘連は、5月11日、尼崎市労働福祉会館で市との交渉を行なった。

市側からは企画調整局の木和田武司局長ら10人が出席した。

市側は、民闘連から要求されていた民族問題の総合担当部局の設置の必要性について、「民族差別問題は各局が各ケースごとに対応する。二局以上にわたる問題の時は市民相談課と企画調整局で解決するので、総合担当部

局は必要ではない」と口頭で答えた。

民関連は、総合担当部局の必要性をさらに説明するとともに強く設置を要求したが、市側は現段階では、①「市報あまがさき」という市の広報紙に在日朝鮮人問題をひきつづき掲載する。②民族問題について担当主幹を一名配置した。というもので、民関連の要求に肉迫するにはいたっていない。

■NHKに韓国語講座を

日本の学者、文化人ら40人の呼びかけでNHKに韓国語講座を開設させようという署名運動が始まった。署名の要旨は、朝鮮半島の南北を問わず学術や文化の交流、真の友好関係をはかるためには、韓国語の学習は不可欠である、というもの。なお、現在NHKでは、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語の六つの講座があるが韓国語講座の開設を要望してきた在日朝鮮人団体には、週50時間の放送ワクの制限をタテに断り続けている。

■本名呼称裁判

在日大韓基督教会小倉教会牧師の崔昌華牧師がNHKを相手どり起した、いわゆる“一円訴訟”の第3回公判が4月19日、福岡地裁小倉支部で開かれた。

この日は、崔牧師が①過去のゆがんだ歴史の中で作られた韓国人名の日本語読みの慣用は廃止すべきである②本名を自国語の発音で呼ばれることは、国際公法、私法、国際人権規約及び、日本国憲法に照らし、その権利は認められているという旨の準備書面を提出した。

次回公判は6月28日同所で開かれ、証人尋問に入る予定。

■韓国人被爆者問題

日本で治療をうけている在韓被爆者・鄭七仙さんに、原爆特別措置法による健康管理手当が支給されることとなった。

これは日本の所得税証明の取れない滞日中の在韓被爆者に対し、韓国の公的機関が発行

した納税証明でも同手当を受けることができると見解を厚生省が示したため可能となったもの。

尚、現在韓国には、確認できている分だけでも2千2百84人もの被爆者がおり、韓国の被爆者救援協会が、韓国に原爆病院を建設するという計画を立てた“韓国原爆被害者救援国際協会”に対し、具体的な運動のとりくみもなく個人的な利益追求のために韓被爆者を利用している、として絶縁状をたたきつけたといういきさつもあって、韓日双方の根本的な救援のあり方が問題となっている。

■公害輸出問題

六価クロム公害によって、鼻中隔せん孔患者を多く出し、死者まで出した日本化学工業の韓国蔚山(ウルサン)工場操業に反対して「墨東から公害をなくす区民の会」「公害輸出をやめさせる実行委員会」等五つの市民グループが4月24日から日本化学工業本社正門前でテント村を作り抗議した。これは日本化学が公害の責任を認めないまま、4月末から蔚山工場の操業を開始すると言明したために市民グループが強硬手段に出たものである。

これらの市民グループが5月1日まで抗議活動を続けたにも拘らず、日本化学は予定通り4月末操業を開始した。

■週刊朝日、“朝鮮征伐”で謝罪

“朝鮮征伐”という語句の使用は民族への名誉毀損であるとして宋斗会氏が週刊朝日に謝罪文を要求していたのに対し、週刊朝日側はこのほど、全面的にその非を認める謝罪文を提出した。

これとまったく同じ問題をサンデー毎日もおこしており、宋氏は京都地裁に提訴したが棄却され、現在大阪高裁に控訴中である。

■東京中央YMCAで国際理解講座

東京中央YMCAは、真の人間理解に基づいた国際理解を深めるため、国際理解講座を定期的に開くことになった。第1回は崔昌華(在日大韓基督教会小倉教会)牧師を講師に

「人間の尊厳について — 奪われた人権の実態」というテーマで行なわれる。

・会場 東京YMCA本館1階101号室
東京都千代田区神田美土代町7
(293)7011

・日時 '76年6月16日(水)午後6時半

・会費 300円

資料案内

(RAIK取り扱い)

☆RAIK発行資料

- ・全国版一在日韓国人の闘争—児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録 Ⅱ6 200円
- ・就職差別問題資料—糾弾!!労働省・労務行政研究所 Ⅱ7 200円
- ・⑤資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円
- ・HOW LONG, O LORD, HOW LONG (樺太抑留韓国人問題) 400円
- ・民闘連ニュース 1号~11号(民闘連刊) 各150円

☆日立闘争関係資料

- ・原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張
- ・証言集1 佐藤勝巳 朴君を囲む会刊(資料集Ⅱ1) 300円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" Ⅱ3) 200円
- ・証言集4 李 殷 直 " (" Ⅱ4) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " (" Ⅱ5) 150円
- ・日立就職差別裁判・判決全文 " 400円
- ・ " 100円

☆各運動体その他の発行資料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・고개(コゲ)第1集~第3集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・第30号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・韓国通信 合併1~7号 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・緊迫した韓国キリスト者の叫び 日本カトリック正義と平和協議会刊 200円
- ・3・1祈禱会事件により立件された司祭のためのミサ " 200円
- ・アジアの人権 1号~3号 アジア人権センター刊 各400円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・在日朝鮮人渡航史 300円
- ・申京煥君の強制送還を許すな、Ⅱ1 申君を支える会刊 300円
- ・ " " Ⅱ2 " 200円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集Ⅱ3 " 150円

・申京煥君裁判資料	申君を支える会刊	400円
・申京煥君を支える会全国ニュース 1～3号	"	各100円
・入管と緑を切りたい。	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	200円
・民族運動としての地域活動をめざして	川崎在日同胞の人権を守る会刊	200円
・きつつきの群れ — 京都韓国学園建設問題に関する資料集 —		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・行政差別撤廃運動 — 尼崎市闘争記録集 —		
	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・日本における朝鮮少数民族	エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	"	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年～1953年)	"	2,600円
・国籍と人権 崔昌華著	酒井書店	2,500円
・在日朝鮮人の諸問題 佐藤勝巳編	同成社	1,500円
・在日朝鮮人 — その差別と処遇の実態 — 佐藤勝巳編	"	2,300円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会

・民族学級をいかに進めようとしているか	資料集 №1	
・在日朝鮮人教育の原点を探る	" №2	
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	" №3	
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか		
— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 —	" №4	300円
・むせ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	" №5	300円
・今日の朝鮮民族別 — 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る —	" №6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	" №7	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" №8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 — 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって。 —		
	資料集 №9	200円
・矢田チヨソン友の会「強制連行」の地へゆく	" №10	300円

編 集 後 記

●民闘連がイメージ化されて2年、具体的に各地で組織されて1年、そして、この民闘連ニュースが発刊されて12ヶ月めにならんとしています。ちょうどくぎりになるのか、各地から送られてくる原稿は、運動の総括・反省といったものが目につく。当初頭にえがいていた展望が中断し挫折し、展望すら消えてしまってジレンマに陥っているという報告もある。

闘う仲間たち、くじけず頑張ろう。今ある小さな闘いをやりぬこう。運動をやり遂げるのに、その変化は90%までは目に見えないものである。本質的なものを目ざし、仲間を増やしていけば、かならず勝利が来るだろう。いみじくも、大阪の仲間が言っている。“実践の中に苦しみをそれが私たちの喜びである”と。

●先日、私の教会のハルモニが亡くなられた。半強制的に日本に連れて来られ、苦労ばかりの一生であった。このことを思うと、私は一個人の死の悲しみのみならず怒りを禁じえないのである。

(K・S)

●兵庫県進指研ニュース「新しい出立のために」から転載した記事は、民族差別と闘う各地の運動体にとって、運動の大前提である＜在日韓国人の主体制確立にとって運動体がどうあらねばならないのか＞あるいは、＜日本人はどうあらねばならないのか＞について多くの示唆と教訓を与えてくれる一文であると思います。こうした運動の視点(質)と地平は、やはり地味でつらい実践の継続のなかでつちつかわれて来た上ではじめて得られるものだと思わざるを得ません。

●現在、民闘連に加わる仲間たちの手によって、第2回民闘連全国交流集合の準備がすすめられています。詳細は6月初旬に開かれる全国の代表者会議で決定されますが、民闘連の運動が何をめざし、どういった質を持った運動であるのかが問われている現在、それらの疑問に対する明確な答が打ち出されることでしよう。民闘連の運動の質と方向性は、出発当初から明きらかであったのかもしれませんが……。しかし、今ようやくにして、二年の月日を費やし、さまざまな模索と実践のなかで、明確な形をみせてきたように思います。そうした集大成が、この夏の集会で発表されるものと期待しています。

(B・S)

発行日 1976年5月15日 №11号 頒価 150円
発行人 李 仁 夏
発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会
〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575
民闘連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268
